

(第56期)

貸借対照表

(2023年 3月31日現在)

旭化成レオナ繊維(株)

資 産 の 部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流 動 資 産	220,954,374	流 動 負 債	147,614,139
前 払 費 用	528,310	未 払 消 費 税	15,305,700
立 替 金	77,809,519	未 払 法 人 税 等	3,162,602
短 期 貸 付 金	142,616,545	未 払 費 用	61,208,277
		預 り 金	702,060
		その他流動負債	67,235,500
固 定 資 産	67,263,952	固 定 負 債	122,000,800
有形固定資産	0	退職給付引当金	122,000,800
		[純資産の部]	
		株主資本	18,603,387
		資 本 金	11,000,000
投資その他の資産	67,263,952	利益剰余金	7,603,387
繰延税金資産	67,263,952	利益準備金	2,750,000
		その他利益剰余金	4,853,387
		別 途 積 立 金	402,258
		繰越利益剰余金	4,451,129
資 産 合 計	288,218,326		288,218,326

(第56期)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券・・・該当事項なし。

(2) 棚卸資産・・・該当事項なし。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）・・・該当事項なし。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）・・・該当事項なし。

(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金・・・従業員賞与については、支給期間に対応する見積額を計上している。

(2) 退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の
見込額に基づき計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、親会社との業務委託契約に基づき、繊維製品の製造委託を主な事業としている。
繊維製品の製造受託については、委託元である親会社との契約期間が到来した時点で、
収益を計上している。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算精度の適用
グループ通算精度の適用を開始している。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設された
グループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが
行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の
適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る
会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号）第44号の定めを適用せず、繰延税
金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

(追加情報)

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）を適用している。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 22,000株

2. 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項なし。

3. 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項なし。

(第56期)

個別注記表

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	当該株式会社の議決権等の所有割合	当該関連当事者の議決権等の所有割合	当該関連当事者との関係	科目	期末残高(千円)
親会社	旭化成(株)	—	—	代行支払委託	立替金	77,663
親会社	旭化成(株)	—	—	資金運用	短期貸付金	142,616
親会社	旭化成(株)	—	—	債務引受	未払金	
親会社	旭化成(株)	—	—	代行支払委託	未払費用	

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	当該株式会社の議決権等の所有割合	当該関連当事者の議決権等の所有割合	当該関連当事者との関係	科目	期末残高(千円)
関連会社	旭化成ミダス(株)	—	—	人材派遣	未払金	130
関連会社						
関連会社						

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項なし。